

米野木駅周辺バリアフリー基本構想

平成 22 年 3 月

日 進 市

「障害(者・児)」の表記の取扱いについて

「障害(者・児)」を単独で表記する場合は、第2次日進市障害者基本計画と同様に、「障害のある人」、「障害のある子ども」とします。

なお、障害の種別とともに用いる場合は、この限りではありません。(例えば、身体に障害のある人は身体障害者と表記します。その他の障害についても同様です。)

また、障害の「害」の表記については、他自治体等ではひらがな表記の「障がい」を用いる事例がありますが、当基本構想においては、第2次日進市障害者基本計画に基づき、「障害」と漢字で表記します。

目 次

第1章	バリアフリー基本構想の策定にあたって	
1-1	背景と目的	1
1-2	バリアフリー基本構想の位置づけ	2
1-3	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)」の概要	3
第2章	日進市の概要	
2-1	日進市の人口及び高齢者・障害のある人の状況	4
2-2	地域別の人口の状況	8
2-3	公共交通機関の状況	10
2-4	各種施設の分布状況	13
2-5	上位計画・関連事業	14
第3章	重点整備地区の検討エリア	
3-1	重点整備地区及び特定旅客施設等の考え方（法規上の位置づけ）	20
3-2	米野木駅周辺の位置づけ	22
第4章	移動円滑化に関わる問題点と課題	
4-1	既存アンケート調査結果	25
4-2	まち歩き点検の実施	29
4-3	ヒアリング調査の実施	36
4-4	移動円滑化に関わる問題点・課題	39
第5章	移動円滑化の基本方針	42
第6章	重点整備地区及び生活関連経路等の設定	
6-1	重点整備地区の区域の設定方針	43
6-2	生活関連経路等の設定方針	43
6-3	重点整備地区の区域及び生活関連経路等の設定	44
第7章	バリアフリー化に向けて実施する事業等	
7-1	バリアフリー化に向けた取り組みの実施方針	45
7-2	実施事業等の内容	48
第8章	事業等の推進	
8-1	事業推進の考え方	51
8-2	ノーマライゼーション・インクルーシブデザインの推進	52

参考資料

- 参考-1 米野木駅周辺バリアフリー基本構想の策定の流れ…………… 参-1
- 参考-2 米野木駅周辺バリアフリー基本構想検討委員会の設置に関する内規… 参-2
- 参考-3 米野木駅周辺バリアフリー基本構想検討委員会 名簿…………… 参-4
- 参考-4 米野木駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会設置要綱…………… 参-5
- 参考-5 米野木駅周辺バリアフリー基本構想作成協議会 名簿 …………… 参-7
- 参考-6 用語解説 …………… 参-8
- 参考-7 障害者の特性（「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」
国土交通省 総合政策局 安心生活政策課より）…………… 参-11